

令和7年度 第4回

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

報告・諮問事項

令和8年3月23日

	報告・諮問事項	報告 No.	諮問 No.	頁
【1】	個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	8		1
【3】	書面揭示規制の見直しについて	一般報告		10
【4】	メール送信時の宛先誤設定について	一般報告		11

【参考】

	報告・諮問事項	報告 No.	諮問 No.	頁
【2】	住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施について		1	資料3
	情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施について		2	

## 個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の 取組状況について（報告）

### デジタル・セキュリティ部会（以下「部会」という。）の開催について

#### 1 所管課から提出のあった案件について

手続申込のあった業務数	20業務	所管課が実施した 自己点検類型件数	47件
-------------	------	----------------------	-----

自己点検類型…個人情報の保有、外部委託、指定管理、労働者派遣、目的外利用、  
外部提供、電算入力、外部結合の8類型

#### 2 部会開催に係るスケジュール

令和7年12月 5日（金）	案件募集通知発出
令和7年12月19日（金）	案件提出締切
令和8年 1月16日（金）	事前協議1回目
令和8年 1月30日（金）	事前協議2回目
令和8年 3月 2日（月）	部会開催

#### 3 部会に報告のあった自己点検について

部会点検における部会での確認事項を類型化したものは別表のとおり

### 【報告38】職員人事・給与・福利厚生に関する業務（人事課）

※参考資料1ページ～7ページ

#### 1 自己点検の概要

東京都職員共済組合との職員の個人情報の授受を磁気媒体からクラウドサービスを用いた送受信に変更するに当たり、外部結合に係る自己点検を行った。

#### 2 部会点検の要点

- ・説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

#### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

## 【報告39】二十歳のつどいに関する業務（児童青少年課）

※参考資料8ページ～13ページ

### 1 自己点検の概要

「二十歳のつどい」において式典当日に集合写真を撮影し、写真データを参加者に共有する取り組みを実施するに当たり、個人情報の保有、外部提供に係る自己点検を行った。

### 2 部会点検の要点

#### ○質問

- ・写真データを共有されたくない参加者がいた場合の対応について

#### ○回答

- ・申出があった場合には写真データを加工するなどの対応を考えている。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

## 【報告40】危険擁壁・がけ指導に関する業務（建築課）

※参考資料14ページ～22ページ

### 1 自己点検の概要

擁壁の所有者に対してアドバイザーを派遣し、擁壁の調査や改善策の提案等を行い適切な維持管理を支援する事業を実施するに当たり、個人情報の保有、外部委託、電算入力に係る自己点検を行った。

### 2 部会点検の要点

#### ○質問

- ・委託先事業者の概要について

#### ○回答

- ・建築分野において専門的知見を有する団体であり、構成員として一級建築士、構造一級建築士が所属している。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

**【報告 4 1】 特別区民税・都民税賦課徴収（普通徴収）に関する業務、特別区民税・都民税賦課徴収（特別徴収）に関する業務、区税証明に関する業務（課税課）**

**※参考資料 23 ページ～40 ページ**

**1 自己点検の概要**

地方税法の改正により新たに適用される特定親族特別控除に係る項目を取り扱うに当たり、外部委託、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

**2 部会点検の要点**

- ・説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

**3 結果**

- ・自己点検内容の妥当性について承認

**【報告 4 2】 新高円寺地下自転車駐車場外5箇所の指定管理（都市整備部管理課）**

**※参考資料 41 ページ～45 ページ**

**1 自己点検の概要**

区立自転車駐車場に指定管理者制度を導入するに当たり、指定管理に係る自己点検を行った。

**2 部会点検の要点**

- ・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

**3 結果**

- ・自己点検内容の妥当性について承認

**【報告 4 3】 杉並区既存擁壁安全対策助成事業に関する業務（建築課）**

**※参考資料 46 ページ～53 ページ**

**1 自己点検の概要**

擁壁の安全対策に必要な経費の一部を助成する事業を実施するに当たり、個人情報の保有、電算入力に係る自己点検を行った。

**2 部会点検の要点**

○質問

- ・記録項目「総額」「契約情報」が読み込む情報について

○回答

- ・「総額」は助成額を決定するに当たっての工事総額であり、「契約情報」は擁壁工事に係る設計事務所等との契約に関する情報である。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

## 【報告44】予防接種に関する業務（保健予防課）※参考資料54ページ～60ページ

### 1 自己点検の概要

令和8年4月からRSウイルス感染症予防接種が定期予防接種の対象に加わることに伴い、定期予防接種の対象者を特定して予防接種予診票を交付するに当たり、目的外利用に係る自己点検を行った。

### 2 部会点検の要点

○質問

- ・2業務から目的外利用を行う理由について

○回答

- ・予防接種対象者の情報（妊娠状況）を所管で管理していないため、妊娠届出者の情報及び死産等届出者の情報を把握し、確実に対象者に予診票を交付するためである。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

## 【報告45】教職員人事に関する業務（教育人事・指導課）

※参考資料61ページ～68ページ

### 1 自己点検の概要

東京都教育委員会との教職員の人事・サービスに関する情報の授受をファイル共有システムを用いた送受信に変更するに当たり、外部結合に係る自己点検を行った。

### 2 部会点検の要点

- ・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

**【報告46】障害児の中学生以降の放課後等体験活動事業に関する業務（障害者施策課）**

**※参考資料69ページ～76ページ**

**1 自己点検の概要**

障害児の中学生以降の新たな居場所事業を開始するに当たり、個人情報の保有、外部委託に係る自己点検を行った。

**2 部会点検の要点**

○質問

- ・記録項目「口座情報」について

○回答

- ・本件事業は無償で実施するが、講師や支援ボランティアへの謝礼支払いのための口座情報を保有する。

**3 結果**

- ・自己点検内容の妥当性について承認

**【報告47】保育に関する業務、社会福祉法人の認可等に関する業務、障害福祉サービス事業者等の指定等に関する業務、介護サービス事業者等の指定・指導等に関する業務（保育課、保健福祉部管理課、障害者施策課、介護保険課）**

**※参考資料77ページ～89ページ**

**1 自己点検の概要**

指導検査業務について、都が運営する指導検査業務システムを利用するに当たり、外部提供、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

**2 部会点検の要点**

○質問（1）

- ・現在の区の指導検査方法について（システム利用の有無）

○回答（1）

- ・システムは利用しておらず、紙ベースで指導検査を実施している。

○質問（2）

- ・児童相談所設置市事務と本件システムとの関連について

○回答（2）

- ・令和8年11月の区立児童相談所開設に伴い、児童相談所設置市事務として都から区に移管される指導検査事務があるが、当該事務においても本件システムを利用できるものがあるので、該当する事務については利用していきたい。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

## 【報告48】ベビーシッター利用支援事業に関する業務（地域子育て支援課）

※参考資料90ページ～102ページ

### 1 自己点検の概要

ベビーシッター利用支援事業の対象者を拡大するとともに業務の一部委託を開始するに当たり、個人情報保有、外部委託、目的外利用、電算入力に係る自己点検を行った。

### 2 部会点検の要点

- ・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

## 【報告49】選定療養費への補助制度に関する業務（学務課、保育課、児童青少年課）

※参考資料103ページ～108ページ

### 1 自己点検の概要

区立学校等の管理下における怪我等により病院に搬送した際、病院において緊急性が認められないと判断された場合に保護者が病院に支払う選定療養費に対する補助制度を実施するに当たり、個人情報の保有、電算入力に係る自己点検を行った。

### 2 部会点検の要点

#### ○質問

- ・支払った選定療養費の金額を読み込む記録項目について

#### ○回答

- ・「申請内容」で読み込んでいる。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

**【報告50】児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務（児童相談所設置準備課、子ども家庭部管理課、保健サービス課）※参考資料109ページ～116ページ**

**1 自己点検の概要**

区立児童相談所の開設準備に伴い、東京都が保有するデータを区のシステムに移行するに当たり、外部委託、電算入力に係る自己点検を行った。

**2 部会点検の要点**

- ・説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

**3 結果**

- ・自己点検内容の妥当性について承認

**【報告51】児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務（子ども家庭支援課、保健サービス課）※参考資料117ページ～120ページ**

**1 自己点検の概要**

児童虐待の予防としての家庭訪問への同行及び要支援ショートステイ事業利用児童の学校への送迎を民間事業者に委託するに当たり、外部委託に係る自己点検を行った。

**2 部会点検の要点**

○質問

- ・記録項目「家庭の状況」が読み込む情報について

○回答

- ・家族構成や家族との関係性など、幅広く家庭に関する状況を読み込んでいる。

**3 結果**

- ・自己点検内容の妥当性について承認

**【報告52】児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務（子ども家庭支援課、保健サービス課）※参考資料121ページ～130ページ**

**1 自己点検の概要**

要支援家庭へのサービスの必要性やサービス利用後の効果などの評価を所掌する要支援家庭サービス調整会議で取り扱う情報を管理するシステムを更新するに当たり、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

## 2 部会点検の要点

### ○質問

- ・記録項目「児童生年月日」と「保護者年齢」の取扱いの違いについて

### ○回答

- ・児童については生年月日が必要である一方、保護者については生年月日までは必要ないが、出産年齢等が児童虐待事案に関連することがあるため年齢を把握している。

## 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

### 【報告53】産後ケア事業に関する業務（子ども家庭支援課、保健サービス課）

※参考資料 131 ページ～140 ページ

#### 1 自己点検の概要

要支援家庭サービス調整会議における要支援家庭のサービスの必要性やサービス利用後の効果などの評価を管理するシステムを更新するに当たり、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

#### 2 部会点検の要点

- ・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

#### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

### 【報告54】戸籍に関する業務、戸籍の附票に関する業務（区民課）

※参考資料 141 ページ～145 ページ

#### 1 自己点検の概要

戸籍事務処理システムについて、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、国の仕様にに基づき構築する標準準拠システムへ移行するに当たり、電算入力に係る自己点検を行った。

#### 2 部会点検の要点

- ・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

#### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

別表：デジタル・セキュリティ部会における確認事項類型一覧 令和7年度第4回審議会報告分

		自己点検報告番号																
		38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
<b>部会での確認事項の類型</b>																		
	自己点検内容の妥当性																	
	個人情報の取扱類型の該当性																	
	情報及び個人情報の収集方法																	
	個人情報を保有する必要性						○			○					○	○		
	個人情報を保有する期間 (一時的に保有する情報の削除時期)																	
	取り扱う個人情報の最小化		○															
	個人情報の記録形態の妥当性																	
	特に配慮を要する個人情報の取扱い																	
	本人の同意、本人への通知の検討																	
	委託業務で取り扱う妥当性																	
	業務委託先の妥当性			○														
	再委託の有無の確認及び再委託が発生する際の安全管理																	
	委託業務従事者の条件の検討																	
	目的外利用の方法																	
	外部提供を行う妥当性																	
	個人情報の外部提供先																	
	電算に記録する項目の妥当性																	
	個人情報を記録するシステムの運用等																	
	外部結合する際のセキュリティ																	
	自己点検において記載する内容の精査																	
	自己点検において記載する項目の追加																	
	各帳票の記載内容(表現)														○			
	(参考)個人情報保護に関連しない質問・意見										○							
	その他																	
その 他の 内容	目的外利用を行う妥当性							○										
<b>確認内容に対する対応の類型</b>																		
	対応不要(部会からの意見等なしを含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	個人情報登録簿等帳票(自己点検表含む)の修正																	
	業務の改善																	
主 改 善 の 区 別	区																	
	区以外(委託先等)																	
	その他																	
の そ 内 容 他																		

## 書面掲示規制の見直しについて

人口減少・少子高齢化が進み、あらゆる分野で人手不足が進むことが予想される中、進展するデジタル技術を活用し、効率的な行政サービスの提供の維持・充実の観点から、区においてデジタル化を阻む規制の見直しを進めていく必要がある。

こうした認識の下、アナログ的な手法を前提としているルール（アナログ規制）のうち、書面掲示に係る規制について以下のとおり見直しを行う。

### 1 アナログ規制について

人の目による確認、現地・対面での講習への参加、公的証明書等の書面での掲示などアナログ的な手法を前提としているルール（規制）のことで、代表的なものとして以下の9つの規制がある。

- ① 書面規制、② 定期検査・点検規制、③ 目視規制、④ 書面掲示規制、⑤ 常駐・選任規制、⑥ 対面講習規制、⑦ 往訪閲覧・縦覧規制、⑧ 実地監査規制、⑨ FD等記録媒体規制

### 2 見直しの内容について

条例及び規則の公布や告示等の方法を、区役所の門前掲示場への掲示から区ホームページに設ける「(仮称)電子掲示場」(以下「電子掲示場」という。)への掲載を原則とする運用へ変更する。

ただし、法で定めがある場合は、電子掲示場への掲示に加え、従前の門前掲示場への掲示を継続する。

### 3 その他

- 電子掲示場において個人情報等を含む文書を掲載するに当たっては、個人のプライバシー保護と情報公開のバランスを考慮し、画像化処理するなど、公開する内容の性質により必要な措置を行う。
- 電子掲示場へ掲載する文書について、公印の押印や署名はしない。また、第15次地方分権一括法（令和7年法律第35号）に伴い、地方自治法が改正され、条例公布時における首長の署名の方法に電子署名が追加されたことによる規定整備を行うが、実施については今後予定している統合内部情報システムの入替に合わせ検討を行っていく。
- 書面規制など、その他のアナログ規制の見直しについても今後計画的に見直しを行っていく。

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月 広報すぎなみ、区公式ホームページでの周知  
5月～ 電子掲示場の運用開始

## メール送信時の宛先誤設定について

### 1 概要

令和7年12月22日の本審議会において報告を行った杉並区立桃井第二小学校において教職員採用候補者あてに送付したメールをBCCではなく、TOで送信した件について、送信した方へのメール削除の状況について報告する。

### 2 削除者数

メール誤送信者数152名のうち削除者107名

### 3 削除依頼対応状況について

桃井第二小学校校長は、令和7年12月8日、12月12日及び12月26日に誤送信をした方へお詫びとメール削除の依頼をメールにて行った。この結果、令和8年3月16日時点で107名から削除をした旨をアンケートフォーム及び電話にて確認した。45名については削除の確認が取れていない状況であるが、校長から3度にわたり削除依頼を行っており、区として可能な範囲での周知、働きかけを行ってきたところである。現段階において、これ以上同様の依頼を繰り返すことは、相手方に過度な負担を与えるおそれもあることから、現時点での対応は一旦整理することとした。なお、外部漏えいの情報や苦情などは入っていない。

### 4 再発防止策

複数の宛先へメールを送る際は、宛先毎に送信するか、BCCで送るよう全校管理職に対し改めて指導した。また、区立学校全校に対し令和8年3月6日より送信前に再度、宛先確認を促すセキュリティソフトウェアを導入した。

今後も校長会などを通じて意識啓発や各学校内での個人情報保護に関する研修実施を継続的に指導する。